

(平成25年10月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

中国（広島）厚生年金 事案 2928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月21日から同年6月1日まで

私は、昭和53年10月にA社に入社した後、同社から分社して設立されたB社に異動し、55年12月まで勤務していた。その間、一度も退社したことはないのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、昭和53年10月にA社に入社して以降、勤務形態及び業務内容に変更は無く、B社が適用事業所となった前日（昭和54年5月31日）まで継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の回答は得られないが、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和54年2月21日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日等を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案 2931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（以下「B事業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月1日から同年7月1日まで

夫は、昭和42年4月1日にA社C事業所（以下「C事業所」という。）からB事業所に異動したにもかかわらず、年金事務所の記録では、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年7月1日とされているので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社の業務を承継しているD社からの回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日にC事業所からB事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、事業所記号番号索引簿及びオンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年7月1日であり、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できることから、同僚は、「同事業所には、設立（昭和42年4月）当初から、8人の正規職員がいた。」と供述していることから、同事業所は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における昭

和 42 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において B 事業所が適用事業所の要件を満たしているながら、適用の届出を社会保険事務所に提出していなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 2927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から28年頃まで

私は、昭和24年5月頃に、A社B事業所に勤務していた近所の人からの誘いで、友人と一緒に同事業所に入社した。

毎年、3月頃からCの世話をし、年末にはDの検査の手伝いをしながら一日8時間働き、4年間は勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容及び同僚に関する具体的な供述から、申立人は、勤務時期は特定できないものの、A社B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚のうち、申立人をA社B事業所に紹介したとする上司及びDの検査技師の二人については、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方で、申立人と一緒に同事業所に入社し、同じ業務に従事したとする同級生及び同じ業務に従事したとする先輩の二人については、同被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、これらの4人は、既に死亡あるいは高齢等により、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

また、オンライン記録から、A社B事業所において、申立期間より後の昭和30年代半ばから40年代半ばにかけての時期に、ほぼ毎年、春季に厚

生年金保険の被保険者資格を取得し、数か月後の秋季に同資格を喪失している者が、上記同級生及び先輩を含め、複数名確認できるところ、そのうち一人は、「私は、昭和 20 年代半ばから、A社B事業所で、Cの出る時期の半年程度、季節雇いの臨時雇用者として、Cの世話や検査の手伝いに従事していた。同事業所で厚生年金保険に加入するようになったのは、入社よりずっと後の時期になってからである。」と供述している。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録のある者 12 人に照会したところ、回答があった 6 人全員が申立人を記憶しておらず、いずれも、「入社後、正社員になった時点で厚生年金保険に加入する取扱いであった。」としており、このうち 3 人は、「C飼育及びE育成に係る業務は季節労働であり、当該業務に従事する者は日々雇用する臨時社員の待遇だった。」と供述していることから、同事業所では、申立期間当時、申立人を含め、Cの飼育等に従事する者については、管理者を除き、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社B事業所の承継事業所であるF社は、関係資料が残っておらず、申立人の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入及び同保険料の控除については不明であると回答している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 2929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として共済組合掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 14 日から 59 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 11 月 14 日から A 森林組合に勤務したが、申立期間における農林漁業団体職員共済組合の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 森林組合の申立人に係る人事関係文書及び申立人の同組合に係る政府管掌健康保険被保険者原票の記録から、申立人は、申立期間において、同組合に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において給与から共済組合掛金が控除されていたかどうかの記憶が明確でない上、A 森林組合の承継事業所である B 森林組合は、申立人の申立期間における農林漁業団体職員共済組合への加入等について、当時の資料が無いため不明であると回答しており、申立期間当時の同僚は、「私は、A 森林組合に勤め始めた時、同組合から農林漁業団体職員共済組合への加入の話はなく、自分で国民年金に加入していた。給与から掛金は控除されていなかった。」と供述している。

また、農林漁業団体職員共済組合が保管する A 森林組合から同共済組合宛ての申立人に係る組合員資格新規取得届には、申立人の資格取得年月日が昭和 59 年 1 月 1 日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し定額保険料及

び付加保険料を納付するとともに、農業者年金にも加入している上、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和59年1月1日に喪失し、納付済みであった同年1月の国民年金保険料を同年3月21日に還付されていることが確認できるとともに、C市農業委員会が保管する申立人に係る農業者年金被保険者資格喪失届により、申立人は、同資格喪失年月日を同年1月10日とする資格喪失届を同年3月5日に農業協同組合に提出したことが確認できることから、申立人は、農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を取得したことにより、国民年金及び農業者年金に係る被保険者資格喪失の届出を行ったと考えるのが自然である。

このほか、申立人は、申立期間の共済組合掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに共済組合掛金を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間の共済組合掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案2930（岡山厚生年金事案926の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月25日から28年7月26日まで
② 昭和28年7月26日から29年7月2日まで
③ 昭和29年7月2日から31年2月26日まで

申立期間②については、当時一緒に働いていた同僚4人から新たに証言が得られたので、当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

また、申立期間①及び③については、新たな資料等はないが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、誰に支払ったかなどがはっきりしない限り納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②に係る申立てについては、i) 当該期間当時にA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格を有する申立人の同僚二人の証言から、申立人が当該期間において同社で勤務していたと推認できるが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての証言が得られなかったこと、ii) B社が保管している社会保険台帳から、申立人は、昭和29年7月にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している

こと、iii) 申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡山委員会」という。）の決定に基づき、平成 22 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人の夫は、申立期間②当時、申立人と一緒に働いていたとする証言が得られたとして、新たに同僚 4 人の名前を挙げているところ、このうち一人からは供述が得られず、他の 3 人は、当該期間に申立人が A 社において勤務していたことをうかがわせる供述はしているものの、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述は得られず、そのほかに岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①及び③に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立てに係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 11 日後の昭和 31 年 3 月 8 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかぬこと、ii) 申立てに係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、A 社を退職した後、厚生年金保険の加入歴が無く、他事業所に再就職する意思がなかったとする申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはいかぬこと、iii) 申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に岡山委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の夫は、新たな資料等を提出することなく、「脱退手当金を受給した記憶が無く、誰に支払ったかなどがはっきりしない限り納められない。」として、再度申立てを行っているが、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）

に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過していることから、これらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間①及び③の脱退手当金は、申立人の旧台帳に脱退手当金を支給したことが記録されていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2932（広島厚生年金事案 2461 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
当初の申立てにおいて、私は、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低く記録されており、申立期間のうち、昭和 45 年 12 月 1 日から 48 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は 15 万円、同年 10 月 1 日から 54 年 4 月 1 日までの標準報酬月額は 25 万円であると主張したが、この主張は認められなかった。しかし、今回、元事業主である私の兄が、申立期間における私の給与額等について証言すると言っているので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 元事業主は、「申立人の給与額は、取締役の給与額を超えることはなかった。」と回答し、申立人の夫も同趣旨の供述をしているところ、申立人が主張する昭和 45 年 12 月から 51 年 7 月までの期間の標準報酬月額は、申立人の父親（代表取締役）及び申立人の兄（取締役）の標準報酬月額を上回っており、申立てどおりの給与が支給されていたとは考え難いこと、ii) 元事業主は、申立人の給与額と同額あるいは高かった者として同僚 3 人の名前を挙げているところ、オンライン記録にある当該 3 人及び申立人の標準報酬月額を見ると、およそ同額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額に不自然さは見当たらないこと、iii) 申立てに係る事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の現金給付記録欄に記載されている出産手当金及び傷病

手当金の支給金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく支給金額と一致していることなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成24年3月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「元事業主である私の兄が、私の給与額等について証言してくれる。」としているところ、申立人の兄は、「申立人の給与額等について、よく覚えていない。」と供述している上、ほかに申立人から新たな資料の提出も無い。

このほか、広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。